

国立市児童遊園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 国立市の町区域の新設に伴い、児童遊園の名称及び位置を定めた別表の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市児童遊園条例の一部を改正する条例案

国立市児童遊園条例（昭和50年3月国立市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中第25号を削り、第26号を第25号とし、第27号から第34号までを1号ずつ繰り上げ、第35号を第34号とし、同号の次に次の1号を加える。

35	一本松遊園	同 谷保4丁目26番地の27
----	-------	----------------

付 則

この条例は、令和3年11月22日から施行する。